

熊本県分娩前新型コロナウイルス感染症検査費助成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、国が定める母子保健医療対策総合支援事業実施要綱に基づき、新型コロナウイルス感染症に不安を抱いている妊婦を対象として実施した分娩前新型コロナウイルス感染症検査（以下「妊婦ウイルス検査」という。）に対する費用の助成を行うものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(助成の対象者)

第2条 費用助成を受けることができる者は、うつ状態にあるなどの不安を抱える者または基礎疾患を有する者のうち、次に掲げる者とする。

- 1 分娩予定日の概ね2週間前（ただし、早産リスク等で予定の変更が見込まれる場合は、この限りではない。）の妊婦で、熊本県内の医療機関等において妊婦ウイルス検査を受けた者。（ただし、妊婦の住所地が熊本市にあり、熊本市内の医療機関で妊婦ウイルス検査を受けた場合は除く。）
- 2 分娩予定日の概ね2週間前（ただし、早産リスク等で予定の変更が見込まれる場合は、この限りではない。）の妊婦で、熊本県外の医療機関等において妊婦ウイルス検査を受けた者のうち、熊本県内（熊本市を除く。）に住民票を有する者。
- 3 第1項に掲げる者に対して、検査を実施した県内医療機関等。

(対象となる検査)

第3条 対象となる検査は、妊婦への適切な検査前説明が行われたうえで、分娩前ウイルス検査申込書（別記第1号様式）にて、妊婦が希望して検査を実施したものとする。（感染症法に基づく検査や保険適用で実施する検査については当事業の対象とならない。）

- 2 検体は唾液または鼻腔・咽頭ぬぐい液とする。
- 3 検査の実施にあたっては、他の受診患者との空間的分離または時間的分離により、検査を希望する妊婦に不安を与えない方法を考慮する。
- 4 対象となる検査は、令和2年8月1日から令和5年9月30日までに実施されたものとする。

(助成内容)

第4条 分娩前に受けた妊婦ウイルス検査に要した費用に対し、1人の妊婦につき1回の検査に限り9千円を限度に助成する。ただし、妊婦本人または検査を実施した医療機関等のいずれかのみに助成を行うものとする。

(助成の申請)

第5条 検査費の助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて、知事に申請するものとする。ただし、県内医療機関等で検査を受けた者については原則、検査を実施した医療機関等が申請を行うこととする。

- 1 第2条第1項及び第2項に規定するもの
 - (1) 熊本県妊婦ウイルス検査費助成申請書（別記第2号様式）
 - (2) 妊婦ウイルス検査を実施した医療機関等が発行した領収書で、検査費の額、実施日、検査内容等が記載されたもの
 - (3) 母子健康手帳の写し
 - (4) その他申請内容の確認に必要なもの
- 2 第2条第3項に規定するもの
 - (1) 熊本県妊婦ウイルス検査実施報告書（別記第3号様式）
 - (2) 分娩前ウイルス検査申込書（別記第1号様式）の写し
 - (3) その他申請内容の確認に必要なもの

(申請期間)

第6条 前条の規定による申請期間は、原則として、妊婦ウイルス検査を受検した日の属する年度の末日までとする。ただし、令和5年4月1日以降に受検したものについては、令和5年10月31日までとする。

(助成額の決定及び通知)

第7条 知事は、第5条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否及び金額について決定し、熊本県妊婦ウイルス検査費助成事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は熊本県妊婦ウイルス検査費助成事業補助金不承認通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知する。

(実績報告)

第8条 実績報告は、第5条に規定する熊本県妊婦ウイルス検査費助成申請書（別記第2号様式）又は熊本県妊婦ウイルス検査実施報告書（別記第3号様式）をもって代えるものとする。

(助成額の確定及び確定通知)

第9条 助成額の確定及び確定通知は、第7条に規定する熊本県妊婦ウイルス検査費助成事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）又は熊本県妊婦ウイルス検査費助成事業補助金不承認通知書（別記第5号様式）をもって代えるものとする。

(請求)

第10条 知事が前条により助成額の確定をした場合には、助成金の請求は第5条に規定する熊本県妊婦ウイルス検査費助成申請書（別記第2号様式）又は熊本県妊婦ウイルス検査実施報告書（別記第3号様式）をもって行ったものとする。

(助成金の返還)

第11条 知事は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を得たものに対し、その返還を求めることができる。

2 前項の規定により返還請求を受けたものは、速やかに知事に返還しなければならない。

(秘密保持)

第12条 本事業の関係者は、本事業について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。